

岐阜市障福号外
令和7年5月1日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者様
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者様

岐阜市障がい福祉課長

障害者支援施設等災害時情報共有システムの登録について（依頼）

平素より岐阜市の障がい者福祉行政にご尽力いただき、深く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下、「災害時情報共有システム」という。）は、施設等と国（厚生労働省）、自治体間で迅速な情報共有を行い、被災施設への適切な支援に繋げることを目的に整備されたシステムです。別添通知にて、今年度の災害想定訓練の日程をご連絡したところでございますが、災害時情報共有システムへの登録がお済みでない事業者の方は、この機会にご登録をお願いいたします。

記

1. システムの概要と目的

災害時情報共有システムは、災害発生時に、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所(以下、「施設等」という)の被災状況を、施設等と国（厚生労働省）、自治体の間で情報共有するためのシステムです。施設等の被災状況などを国、自治体が迅速に把握・共有し、被災した事業所への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備され、令和3年度から運用開始されました。対象となる災害が起こった際、施設等は本システムを通じて、PC・スマートフォンから簡単に被災状況の報告を行うことができます。

2. 被災状況の報告の流れ

- ① 対象となる災害が起こった際、各施設等が災害時緊急連絡先として登録したメールアドレス宛てに、被災状況の報告依頼のメールが届きます。
- ② 当該メールに記載している URL により災害時情報共有システムにアクセスして、被災状況を入力します。
- ③ 国、自治体が、被災状況を確認し、適切な支援につなげます。

※ 詳しい操作方法については、下記「災害時情報共有システム操作説明書」をご覧ください。

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/shofukushi_saigaisys_manual_sl6.pdf

3. 登録方法

災害時の被災状況の把握を円滑に行うために、事前に事業所情報の登録・更新を行う必要があります。新規登録が必要な事業所（サービスごと）について、下記電子申請フォームに必要事項を記入してください。

- 電子申請フォーム <https://logoform.jp/form/BcLm/697033>

〈お問い合わせ先〉 岐阜市障がい福祉課 指導係

TEL:058-214-2136(直通)